



新型コロナウイルス感染症対策について

市民の皆さまへのお願い

市民の皆さまにはこの間のご理解とご協力に感謝申し上げます。
皆さまの尊い生命や健康、ご家族や大切な方を守るため、引き続き、感染防止対策を徹底いただくとともに、不要不急の外出の自粛を徹底し、人との接触機会を最低7割、極力8割程度低減いただきますようご理解とご協力をお願いします。

5月1日から宮津市生活支援コールセンターを開設します

新型コロナウイルス感染症対策に関わる特別定額給付金や市の生活支援等のお尋ねについてご案内するコールセンターを開設します。

- 専用ダイヤル：**0772-45-1605**
- 開設時間：平日 9:00～17:00 土日・祝日 10:00～15:00
※ゴールデンウィーク中も開設対応いたします。



人権に関する相談窓口

- みんなの人権110番 問 0570-003-110 受 8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日を除く)
- 子どもの人権110番 問 0120-007-110 受 8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日を除く)
- 外国人権相談ダイヤル 問 0570-090-911 受 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国では、『特別定額給付金』を創設し、**全国民を対象に一律1人当たり10万円を給付**することが決定されました。
本市では、市民の皆様へ、この特別定額給付金をできるだけ早急に給付することとしており、今回、制度の内容や手続きについて、お知らせいたします。



市役所から世帯主宛に申請書をお送りしますので、しばらくお待ちください。



宮津市の給付対象者

令和2年4月27日時点で本市に住所を有している方 (国籍は問いません)

給付金額

1人当たり10万円
(世帯主を含む世帯員全員)

給付方法

申請により、世帯主の指定口座に振り込みます。(家族分を一括振込)

給付時期

5月中旬に開始 ※状況により、変動する場合があります。

特別定額給付金へのご質問

感染拡大防止のため、給付金事務に際して、市役所窓口への来庁は、ご遠慮ください。

宮津市給付金専用コールセンター(ご質問を受け付けます)

0772-45-1126 (平日 8:30～17:15)

※5月13日(水)に開設しますので、12日(火)までは、
生活支援コールセンター(0772-45-1605)にお問い合わせください。

Q:誰でも10万円もらえるのですか?

A:宮津市の給付の対象となる方は、令和2年4月27日の時点で本市に住所を有している方です。所得に関係なく、どなたも給付の対象となります。

Q:どうすればもらえますか?

A:市役所から世帯主宛に、5月のできるだけ早い日に、専用封筒を郵送しますので、振込先等を記入し、返信用封筒にて郵送で申請してください。

※市ホームページから申請書をダウンロードすることもできます。⇒



申請書類は、郵送で提出してください。
マイナンバーカードを活用し、オンライン申請も可能です。

Q:いつまでに申請しなければ給付されないですか?

A:申請受付の開始から3か月以内です。

Q:いつ頃、振り込まれますか?

A:5月中に振込みを開始したいと考えています。

Q:マイナンバーカードを所持している場合の申請は?

A:世帯主が所持している場合は、5月のできるだけ早い日からオンライン申請が可能となります。マイナポータルの「ぴったりサービス」に申請画面が設けられますので、ご利用ください。

Q:受け取りを拒否できますか? 寄附することは可能ですか?

A:申請書内に「希望しない」というチェック欄があり、受取拒否は可能です。宮津市内でも感染症拡大により、宿泊・飲食店を中心に地域経済に大きな影響を受けています。市内での消費や市への寄附など、ご協力をお願いします。

それ、詐欺かもしれません!

市役所や総務省が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
また、特別定額給付金の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

経営相談・資金繰り（融資）支援等

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経営相談窓口

新型コロナウイルスの影響を受けて経営状況が悪化した市内事業者の経営相談を受け付けています。非会員の方もお気軽に御相談ください。 ☎ 宮津商工会議所 ☎ 22-5131

資金繰り（融資）支援

- ①政府系金融機関による融資による支援 ☎ 日本政策金融公庫（舞鶴支店） ☎ 0773-75-2211
新型コロナウイルス感染症特別貸付（無担保・金利3年間0.9%引下げ）等の新型コロナウイルスに対応した融資を実施しています。
※売上が前年度から一定割合減額となった場合に3年間実質無利子となる「特別利子補給制度」は、詳細が固まり次第中小企業庁のホームページ等で公表予定です。
- ②京都府中小企業融資による支援 ☎ 市内の取扱金融機関（京都銀行・京都北都信用金庫）
新型コロナウイルス対応緊急資金による融資を実施しています。
※信用保証協会の信用保証が必要となります。セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定は宮津市が行います。
※信用保証の要件に応じた保証料・利子減免については、詳細が固まり次第中小企業庁のホームページ等で公表予定です。

宮津市独自制度の創設 /

- ③宮津市による利子補給・信用保証料の助成 ☎ 商工観光課商工係 ☎ 45-1663
①、②の融資を受けた方に、3年間全額の利子補給を実施します。
（①で特別利子補給制度、②で利子減免の対象となる方を除く）
また、②の融資を受ける際に必要となる信用保証料の一部（上限40万円）に助成金を交付します。

雇用調整助成金

経済上の理由により事業の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度で、新型コロナウイルス感染症にかかり助成率の引き上げ等特例措置の拡大が行われています。詳しくはお問い合わせください。 ☎ ハローワーク宮津 ☎ 22-8609

持続化給付金・支援給付金

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者に対する「持続化給付金（法人200万円、個人100万円）」や、京都府からの休業要請に協力いただいた事業者に対する「支援給付金（中小企業20万円、個人事業主10万円）」については、詳細が固まり次第経済産業省、京都府、宮津市のホームページ等で公表予定です。

子育て世帯への臨時特別給付金

支給対象者：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方
（高額所得による特例給付受給者は除きます）

対象児童：平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども

給付額：対象児童1人につき1万円（1回限り）

手続き：今回の支給にあたり、改めての申請は不要です。
対象者の方には、5月中旬に案内文書を送付します。

給付金の受取りを希望されない方のみ申出書を返送してください。

給付方法：6月10日（予定）に児童手当を支給している口座に振り込みます。

口座を解約等されている場合は、口座変更手続きをしてください。

※公務員の方は、各職場で証明を受けた申請書を宮津市に提出していただきます。

詳しくは各職場でお尋ねください。

☎ 生活支援コールセンター ☎ 45-1605



～市役所庁舎での業務継続を見据えて、職員の分散配置～

市民生活に直結する市役所の業務（市民部、健康福祉部、教育委員会事務局）について、万が一の感染に備えて、当分の間、庁舎内にリスクヘッジオフィスを開設し、職員分散による業務を行います。

市民の皆さんの対応を行う各窓口は、従来どおりの窓口ですが、職員数を減じての対応となりますので、待ち時間等ご迷惑をおかけする場合がございますが、ご理解をお願いいたします。

ふるさと納税 返礼品募集中

飲食店に卸していた食材や観光客向けの商品が売れ残っているなど、外出自粛の影響により、お困りになっている事業者へのご連絡です。

市内で製造、加工、提供されるサービスであれば、ふるさと納税制度を活用して日本全国にアピールし、販路を拡大できます。納税サイトの掲載料、商品の送料は市が全額負担しますので、一度、ご相談ください。

☎ 魅力発信係 ☎ 45-1609

#宮津エール飯 Take Out を行うお店を応援します！

感染拡大防止を目的に、テイクアウト・配達を推奨、実施する市内のお店をPRするため、一覧化したページを立ち上げました。情報入力フォームがありますので、お店の方も情報をお寄せください。

ご自身で入力できない場合は、市で入力を行いますので、info@city.miyazu.kyoto.jp
まで店舗名等の情報をお送りください。 ☎ 魅力発信係 ☎ 45-1609



みやづ情報メールに登録を！

宮津市からの新型コロナウイルス感染症に関する情報は、本市HPに加え、「みやづ情報メール」でも配信しています。

「みやづ情報メール」は、携帯電話、パソコン、電話やFAXへ緊急情報を配信し、いち早く情報入手ができるサービスで、多くの方にご利用いただいています。まだ、ご利用されていない方は、登録をお願いします。

- 申込方法：メールサービスは、QRコード (miya.mail@bousai.city.miyazu.kyoto.jp) を読み取り、空メールを送信してください。※宮津市からのメールを受信可能なように設定してください。電話・FAX連絡サービスは、担当係に申し込みください。



☎ 消防防災係 ☎ 45-1605

人との接触を8割減らす、10のポイント

政府の専門家会議資料より

1 ビデオ通話で オンライン帰省	2 スーパーは1人 または 少人数で すいている時間に	3 ジョギングは 少人数で 公園は すいた時間、 場所を選ぶ	4 待てる買い物は 通販で	5 飲み会は オンラインで
6 診療は 遠隔診療 定期受診は間隔を調整	7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も	9 仕事は 在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために	10 会話は マスクをつけて